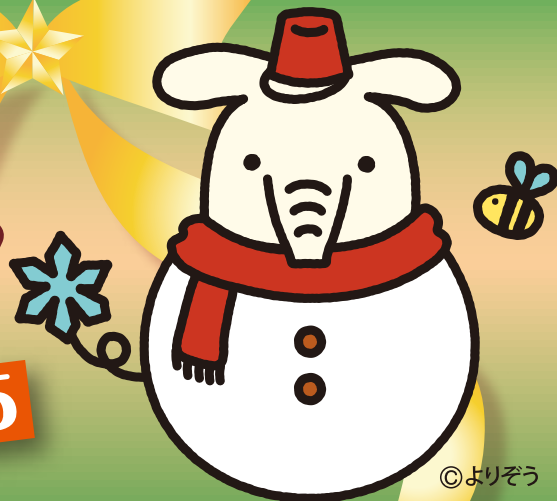




JAよこすか葉山30周年 日頃の感謝を込めて

ウィンター キャンペーン 定期貯金 2025



取扱期間:令和7年11月4日(火)～令和8年2月27日(金)

スーパー定期貯金(1年もの)
適用金利

募集総額
70億円

*
年 **0.65** %

〈対象〉

- お預け入れ金額50万円以上
- 当組合の正組合員・准組合員および同居家族(新規加入者含む)に限ります。
- 新規預入資金(*)でお預けいただく個人の方に限ります。

(*) 新規預入資金とは、当JA本支店以外からのお預入資金です。
振込資金は振込日より1ヶ月以内に預入れされたものに限ります。

(税引き後 0.5179%)

詳しくは窓口または渉外担当者もしくは金融推進課へお問い合わせください。

 **JAよこすか葉山**

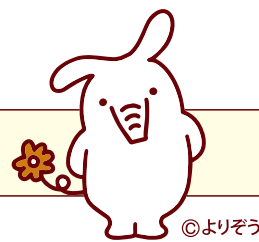
武山支店 TEL.856-2111
長井支店 TEL.856-2111
北下浦支店 TEL.848-0611

くりはま支店 TEL.835-0555
衣笠支店 TEL.852-0428
大楠支店 TEL.856-8724

葉山支店 TEL.875-0111
金融推進課 TEL.838-5052
(受付時間:平日9:00～17:00)

【商品の概要】

商 品 名	●2025 ウィンターキャンペーン定期貯金〈単利型〉《自動継続スーパー定期貯金（単利型）で組入れます》
ご利用いただける方	●個人の方に限ります。 ●当 JA の正組合員、准組合員および同居家族（新規ご加入者含む）に限ります。 ※組合員とは、定款・規約 第3章 第12条に掲げる個人の組合員とします。
取 扱 期 間	●令和7年11月4日（火）から令和8年2月27日（金）まで なお、金利情勢が大幅に変化した場合には取り扱いを終了させていただきます。
募 集 総 額	●預入総額 70 億円
期 間	●1年の定型方式 ●自動継続（元金継続または元利金継続）扱いになります。
預 入 方 法 (1) 預 入 方 法 (2) 預 入 金 額 (3) 預 入 単 位 (4) 預 入 条 件	●一括預入 ●50 万円以上 ●1 円単位 ● 新規預入資金 （※）でお預けいただく定期貯金に限ります。 （※）新規預入資金とは、当 JA 本支店以外からのお預入資金です。振込資金は振込日より1ヶ月以内に預入れされたものに限りします。
払 戻 方 法	●満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 (1) 適 用 金 利 (2) 利 払 頻 度 (3) 計 算 方 法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	●預入時の利率年 0.65%を満期日まで適用します。 ●自動継続後は、原則として「スーパー定期貯金〈単利型〉」の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 ●満期日以後に一括して支払います。 ●付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ●20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）※の分離課税となります。※令和19年12月31日までの適用となります。 ●金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	——
付加できる特約事項	●総合口座の担保に組入れできます。（貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5%を上乗せした利率） ●マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ●通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えて JA バンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	●満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6 か月未満 …………… 解約日における普通貯金利率 ② 6 か月以上 1 年未満 …………… 約定利率 × 50%
貯 金 保 険 制 度 （公的制度）	●保護対象 当該貯金は当 JA の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 JA 本支店またはリスク対策室（電話：046-838-5027）にお申し出ください。当 JA では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 上記当 JA リスク対策室または JA バンク相談所にお申し出ください。 神奈川県弁護士会紛争解決センター（電話：045-211-7716）
その他参考となる事項	●継続を停止した場合の満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ●本商品は、「自動継続スーパー定期貯金規定（単利型）」を適用します。



准組合員になるには

- ・横須賀・逗子市内および葉山町の農業の振興と協同組合活動に共鳴いただける方
- ・横須賀・逗子市内および葉山町にお住まいの方で JA 事業を継続的にご利用いただいている方
- ・横須賀・逗子市内および葉山町に勤務地のある方で当 JA の所定事業を1年以上ご利用されている方

※ご加入に際しての資格・条件に関しては最寄りの支店へご確認ください。